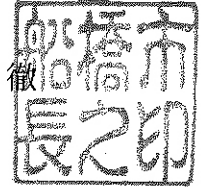


船 消 救 第 2 5 5 号
平成 2 9 年 6 月 6 日

一般社団法人 全民救患者搬送協会
理事長 小谷 哲司 様
会 長 野口 良一 様
西日本支局長 中村 敏和 様
東日本支局長 香取 順一 様
取りまとめ質問書提出者
千葉県船橋市習志野台 8 - 4 1 - 1 0
千葉寝台自動車株式会社
代表取締役 太田 貴士 様

船橋市長 松戸



平成 2 9 年 5 月 2 2 日付けの質問書について

非常用救急車を利用した転院搬送に特化した救急隊の運用につきましては、年々増加する救急需要対策の一つとして、平成 2 9 年 4 月 1 日より試行を開始したところです。

当市は、年々人口も増加し、多くの市民が安全で安心して暮らせるようあらゆる施策を進める一方、高齢化も進み、救急需要は今後も増えることが予想されます。

消防責任は、消防組織法第 6 条において市町村がその責任を有することとされ、持てる消防力・人材の有効活用を図りつつ、消防行政を行うことこそが求められているところだと考えています。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日付け消防救第 3 4 号及び医政発 0 3 3 1 第 4 8 号により消防庁次長及び厚生労働省医政局長から「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」が発せられ、当市においても転院搬送ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定に向け関係団体と協議を進めている状況にあります。

ガイドラインの中において緊急性の乏しい転院搬送については患者等搬送事業者の活用を促し、今後、関係団体の理解を得てまいりたいと考えております。

なお、ご照会のありました質問については、下記のとおりご回答申し上げます。

記

Q 1 救急需要対策に関する検討会、救急業務のあり方に関する検討会、救急業務における民間活用に関する検討会が開催されてきたが、それらの議事録に「転院搬送特化型救急車」についての記述はありません。

横浜市等においては転院搬送ガイドラインを早々に作成し、民間活用の導入を含め積極的に実施していますが、民間活用に関する議論はどの程度行われたのか、回答を求めます。

A 1 質問の「転院搬送特化型救急車」についてですが、当市の運用している救急車は、非常用の救急車であります。他の救急車と同様に救急業務実施基準の別表に定められた救急資機材を備えているものであり、特に何か資機材を省略しているなどの簡易なものとはしておりませんので、通常の救急資機材を装備した救急車であるをご理解ください。

次いで、民間活用に関する議論ですが、現在、ガイドライン策定に向けて事務を進めているところであり、冒頭の「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」は医療機関側にも送付されていることから、救急車の適正利用の観点も踏まえ当該機関と協議の上、緊急性の乏しい転院搬送については、患者等搬送事業者の利用を促すべく、当市消防局で認定した事業者一覧を掲載し、医療機関において積極的な活用を求めてまいりたいと考えております。

Q 2 平成29年第1回定例会予算特別委員会のネット上動画及び同議事録を拜見する限り、昨今論じられている救急車の有料化等々の最中、市民の血税を使い整合性も欠けた当該事業を、県の助言を待つことなく試行開始に至った、拙速とも解される理由について、回答を求めます。

A 2 当市の消防力の整備指針による救急車の基準台数は16台であります。現有数は2台不足の14台であり、充足率87.5%となっております。

今後、救急需要を精査した上で適正な時期に不足台数についても整備してまいりたいと考えておりますが、救急出動件数が増加している中で、より緊急性、重症度の高い救急要請に対応するための方策として、平日で昼間の時間帯に救急要請が多い転院搬送の一部を非常用救急隊で対応することにより救急輻輳状態を緩和する効果が期待できると考え、非常用救急隊の試行運用に至りました。

また、119番通報により要請された救急業務の範囲である転院搬送という認識の上で行っている業務であり整合性が欠けたものとは考えておりません。

なお、県からの助言についても、地域メディカルコントロール協議会等を通じ、助言を求めてまいりたいと考えております。

Q3 28年3月31日 消防救第34号・医政発0331第48号、各都道府県知事宛（消防防災主管部局、衛生主管部局扱い）「転院搬送における救急車の適正利用の推進について、県が記したガイドラインを参考に、消防・医師会・医療関係等機関で合意形成を行い、そのルールを定めること」に関し、船橋市は政令指定都市であることや、「本通知は国からの技術的助言であり、法的拘束力があるものではない」との見解を示していますが、この件について回答を求めます。

平成元年、消防救116号、民間患者等指導基準も同様に法的拘束力はありませんが、民間人である全国の協会員及び同事業者は、懸命な努力をもってこれらを遵守していることを付け加えます。

A3 本通知の趣旨は、全国において転院搬送が救急業務に対する影響も大きいため、ガイドラインを策定し、ルールを定めることが有効であるという内容であり、本市においても同様の認識を持っていることから現在ガイドラインの策定に向け事務を進めているところであります。

なお、ガイドラインの策定については、一概に行政側だけの意思決定だけでは定められるものではないと考えており、医師会及び各医療機関のご理解の上、実効性のあるものとして定めるべきものと考えているため、時間を要する事務であることをご理解いただければ幸いです。

また、平成28年3月31日付け消防救第34号及び医政発0331第48号により消防庁次長及び厚生労働省医政局長から「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」の通知文後段に「本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである」とあり、ご質問の「助言」の法的拘束力の有無について、逐条解説を参考にご回答申し上げます。

本規定の中において「助言」「勧告」「指導」という文言が規定されており、その言葉の持つ意義としては「勧告」は、「助言」「指導」より強い意志を表示するものとされています。

その上で解説としては、「勧告」とは相手側に対しある処置をすすめ、又は促す行為をいい、「勧告」は相手方が尊重する義務を負うが法律上必ず従うべき拘束をうけるものではないと解されています。

よって、上位の意思表示のある「勧告」において法的拘束力を有しないと解

される以上、その下位にある「助言」についても同様の解釈と考えられます。(消防組織法逐条解説 東京法令出版より)

Q4 転院搬送とは「病院内で処置をした傷病者が急変等又は必要な検査機器がない等により、他の専門的治療や緊急に検査が必要な場合の病院間の転送であります」と記してありますが、救命を主眼とし緊急を必要とする病院間搬送であれば、現行の救急搬送の範疇とされています。では、輻輳状態の緩和を理由に転院特化型救急車対象とする傷病者の定義について具体的な回答を求めます。

A4 当市の救急件数は年々増加しており、救急需要に対する輻輳対策については、あらゆる手段を講じて対応しているところであります。

例えば、救急現場から直近の救急車が出勤中で、現場到着まで相当な時間を要すると想定される場合には、先行して直近の消防車を救急現場に出勤させ、救急車到着までの間、必要な応急処置を消防隊が行うといったPA連携出勤や出勤中の救急車が一定の要件を超えた時点で輻輳状態が発生したと判断し、非常用救急車を消防隊が運用して救急対応するなど救急輻輳措置を行ってまいりました。

今回の非常用救急車による試行運用もその手段の一つではありますが、本事業のみが救急輻輳緩和の対応策ではないことをまずご理解していただきたいと思えます。

その上で、「非常用救急隊の対象とする傷病者の定義」ですが、新たな定義をお示ししたのではなく、従来の救急業務における転院搬送と同様で、医療機関が救急車で転院搬送が必要であると判断し、119番通報により要請を受けたものを所要の医療機関へ転院搬送しております。

Q5 表題の転院特化型救急車の本格運用を強引にも推し進めるのであれば、救急車そのものの定義の変更が必要となりますが、この件についての回答を求めます。

A5 質疑4で回答したように当市の行っている転院搬送業務は、転院搬送の定義の範囲内の傷病者を搬送しているものであって、行っている業務自体は救急業務であることから、新たな定義を定める予定はありません。

転院搬送に特化した救急隊の運用と申し上げておりますが、全ての救急車が出勤中の場合や病院を引き揚げて業務走行中に救急事案を自己覚知した場合には転院搬送以外の救急業務を行うこともありますので、救急自動車が備えるべ

き救急資機材も積載し、不測の事態に対応できるようにしております。

非常用救急隊の出動実績（平成29年5月31日現在）

転院搬送 126件

急病 1件

Q6 平成29年第1回定例会予算特別委員会議事録に、「三次救急病院である医療センターのベッドは満床にせず、二次救急又は他の医療機関等への転院搬送を行うことでベッドを空けましょうといったような実態の地域実情がございます。」と記してありますが、これらの大半は下り搬送として扱われるもの、いわゆる緊急性の乏しい傷病者の搬送であり、消防救急対応外傷病者として全国的に民間の医療搬送車が対応しています。要するに、緊急を必要としない転院搬送を消防救急が行うことで問題とされているのですが、この件について回答を求めます。

A6 緊急に搬送する必要の有無については、通報の段階における医療機関側の判断になり、その時点において緊急性が乏しいと判断されれば、救急車以外の手段において、傷病者は搬送されるものと考えています。

また、船橋市立医療センターから他の医療機関へ患者等搬送事業者等を利用した転院搬送もかなりの件数があるとお聞きしており、医療機関側においても全ての転院搬送を救急車により対応しているということではなく、緊急性の乏しい転院搬送についてはしっかりと選別をし、患者等搬送事業者等を利用するという判断をいただいていると考えております。

Q7 転院特化型救急隊が搬送先とする医療機関には千葉県外も含まれるのか、回答を求めます。

A7 医療機関側が依頼した医療機関であり、専門的な治療を必要とする場合や特殊疾患等もございますので特に市内の指定はなく、市外や場合によっては県外の搬送も含まれます。

以下余白